

国立大学法人京都大学教員早期退職規程

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人京都大学教職員就業規則（平成16年達示第70号。以下「就業規則」という。）第22条の2の規定に基づき、教員が自らの意思により就業規則第22条第1項第1号に定める定年の年齢に達する日の前日までに、第5条に定める退職手当の支給を受けて退職できる制度（以下「早期退職制度」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(早期退職の要件)

第2条 満55歳以上の教員は、第4条に定める申出により総長が認めるときは早期退職することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 退職の日における本学の教員としての在職年数が引き続き10年未満の者
- (2) 退職の日における年齢が満65歳の者
- (3) 本学の役員となるために退職する者
- (4) 第4条による申出の日又は退職する日に就業規則第15条第1項各号の事由により休職している者

(退職の時期)

第3条 早期退職制度による退職の日は、3月31日又は9月30日とする。

(申出の方法)

第4条 早期退職制度により退職を希望する教員は、前条に定める退職の日の1年前（教育等に支障がないと当該部局の長が判断した場合にあっては6月前）までに所属する部局の長に対しその旨を申し出なければならない。

- 2 前項により申出を行った後は、それを撤回することはできない。ただし、この規程による退職ができない場合は、この限りでない。

(退職手当の特例)

第5条 早期退職制度により退職した教員に対する退職手当の支給額は、定年により退職したものとみなして算定される額とする。

(雇用の制限)

第6条 早期退職制度により退職した教員は、再び教職員となることはできない。

(雑則)

第7条 早期退職制度の実施に関しては、当該年度の状況等に応じて、総長が別に定めることができる。

附 則

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成24年3月31日までの間における第2条の適用については、同条第2号中「満65歳」とあるのは「満64歳」とする。